

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

セーフティネット保証 5 号の指定期間延長等について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「セーフティネット保証 5 号の指定期間延長等について」

令和 2 年 6 月 2 日付・メール送信 日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

都道府県歯科医師会 御中

平素より大変お世話になっております。

セーフティネット保証 5 号の指定業種に歯科診療所が追加されたことについては「新型コロナウイルス感染症の影響に対する会員支援策について（第 1 報）」（令和 2 年 4 月 10 日）でお知らせしたところです。

今般、指定業種が拡充（原則全業種）され、また指定期間が令和 3 年 1 月 31 日（現行：令和 2 年 6 月 30 日）に延長されたことが、中小企業庁のホームページで公表されましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。なお、歯科診療所は通番 75（産業分類中分類番号 83）の医療業に該当します。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200501_5gou.html

引き続き必要な情報があった場合は、随時ご提供申し上げます。

公益社団法人日本歯科医師会 医療管理・情報管理課

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部
事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の指定業種

指定期間: 令和2年5月1日～令和3年1月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	産業分類 中分類番号	指 定 業 種
1	02	林業(素材生産業及び素材生産サービス業に限る)
2	05	鉱業、採石業、砂利採取業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業(設備工事業を除く)
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業(製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行う茶作農業、製造加工設備を有するもやし栽培農業並びに作業所内において工場的生産設備をもって行う菌床栽培方式のきのこ栽培農業及びかいわれ大根栽培農業を含む)
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業(製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業を含む)
9	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
10	13	家具・装備品製造業
11	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
12	15	印刷・同関連業
13	16	化学工業
14	17	石油製品・石炭製品製造業
15	18	プラスチック製品製造業(家具・装備品等を除く)
16	19	ゴム製品製造業
17	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
18	21	窯業・土石製品製造業
19	22	鉄鋼業
20	23	非鉄金属製造業
21	24	金属製品製造業
22	25	はん用機械器具製造業
23	26	生産用機械器具製造業
24	27	業務用機械器具製造業
25	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
26	29	電気機械器具製造業
27	30	情報通信機械器具製造業
28	31	輸送用機械器具製造業
29	32	その他の製造業(製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業、養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業並びにてい鉄修理業を含む)
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業

43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	郵便業(信書便事業を含む)
47	50	各種商品卸売業
48	51	繊維・衣服等卸売業
49	52	飲食料品卸売業
50	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
51	54	機械器具卸売業
52	55	その他の卸売業
53	56	各種商品小売業
54	57	織物・衣服・身の回り品小売業
55	58	飲食料品小売業
56	59	機械器具小売業
57	60	その他の小売業
58	61	無店舗小売業
59	67	保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る)
60	68	不動産取引業(土地売買業のうち、投機を目的とするものを除く)
61	69	不動産賃貸業・管理業
62	70	物品賃貸業
63	71	学術・開発研究機関
64	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
65	73	広告業
66	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
67	75	宿泊業
68	76	飲食店
69	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
70	78	洗濯・理容・美容・浴場業
71	79	その他の生活関連サービス業
72	80	娯楽業
73	81	学校教育
74	82	その他の教育、学習支援業
75	83	医療業
76	84	保健衛生
77	85	社会保険・社会福祉・介護事業
78	86	郵便局(郵便局受託業に限る)
79	87	協同組合(他に分類されないもの)
80	88	廃棄物処理業
81	89	自動車整備業
82	90	機械等修理業(自動車修理業及び衣服修理業等を除く)
83	91	職業紹介・労働者派遣業
84	92	その他の事業サービス業(集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)を除く)
85	95	その他のサービス業(人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題がないものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第5項に規定する営業は除く。